令　和　９　年　度　予　算　編　成　方　針

現在の国内経済は、実質賃金のプラス局面が続いているものの、長引く物価高や金融政策の転換に加え、国際情勢の不安定化に伴う地政学リスクや世界経済の不確実性もあり、見通しが立たない不透明な状況が続いています。

また、近年の人件費の増大や物価の高騰、金利の上昇は、その先行きが依然として見通せず、本市を取り巻く財政環境は、一層厳しさと不確実さを増しています。このような状況の中、将来にわたり安定した行政サービスを提供し続けるためには、持続可能な財政構造の構築が不可欠となっています。

一方、本市のまちづくりは、大手町地区の整備を活かしたまちなか再生や、人口減少や施設の状況などを見据えた公共施設の最適配置など、本市の未来を左右する重要な取組が本格化する大きな転換期を迎えています。

私といたしましては、こうした不安定な社会経済情勢にあっても、将来世代に負担を先送りすることなく、次の時代へと確かな成長と発展を引き継ぐことができる都市基盤を構築してまいりたいのであります。

そこで、令和９年度の予算編成においては、その礎となる持続可能な財政基盤の構築と未来志向の投資の両立を目指し、限られた財源を有効に活用しながら、健全な財政運営と未来を見据えたまちづくりの実現を図ってまいる所存です。

職員各位におかれましては、本市が置かれている現状をしっかりと認識し、中長期的な視点から未来を見据え、あらゆる事務事業について必要性や効果を改めて検証し、怯むことなくすべての予算の見直しと必要な事業の提案に全力で取り組むようここに指示いたします。

１．本市の財政状況と今後の見通し

令和７年度決算は、歳出面では義務的経費である公債費が高い水準で推移するとともに、人件費や扶助費が大きく増加した。また、物価高騰などに伴う物件費の増加に加え、市民会館や学校施設の整備等により投資的経費が300億円を超過したことから、合計が879億円となった。

一方、歳入面では市税収入が過去最高の155億円となったものの、財源不足を補う基金の繰入は207億円となる非常に厳しい財政状況となった。財政の硬直度を示す経常収支比率は、昨年度と同水準の94.9％であったが、今後は継続的な人件費や物価の高騰などにより100％を超える状況が継続すると予測され、社会経済情勢の先行き不安から経常収支の総点検を実施した。

その点検を踏まえると、人件費をはじめ義務的経費や物件費の増加は避けられず、令和９年度当初予算ベースでの経常収支比率のさらなる悪化が想定され、臨時的事業や投資的事業へ充当可能な一般財源は著しく少ないと見込まれる。

また、不測の事態に備えて積み立てている一般会計所管の基金については、令和７年度に約207億円を取り崩したことから、年度末残高は前年度と比較して約120億円減の約244億円となっている。

現在は、好調なモーターボート競走事業会計から多額の繰入が続き、基金への積立も行えているものの、恒常的な収入ではないことを強く認識しておく必要があり、今後の財政の持続可能性を担保していくためにも基金の留保を図らなければならない。

そのため、今後の持続可能な財政運営に向けては、一般財源所要額の総額抑制が避けられない状況である。

２．基本方針

(1)　経常的経費（義務的経費と義務的経費以外)、臨時的経費、投資的経費ごとに一般財源所要額の上限目標を設定し、総額管理に取り組む。

(2)　各区分の一般財源所要額の上限目標は、次のとおりとする。

①経常的経費（義務的経費）：人事院勧告や扶助費の増加見込額を踏まえ、150億円程度を上限目標とする。

②経常的経費（義務的経費以外）：経常的な物件費や補助費等は物価上昇等による増加を見込む一方、事業費の組替等による事務事業の効率化や予算の抑制を図り、145億円程度を上限目標とする。

③臨時的経費：特定財源の捕捉に努め、50億円程度を上限目標とする。

④投資的経費：投資的事業費の総額は120億円程度とし、国・県の補助金や交付税措置のある有利な起債の活用により、一般財源所要額の上限目標を35億円程度とする。

(3)　緊急度と政策的重要度の高い事業への選択的配分を基本とする。

３．編成にあたっての基本原則

(1)　予算編成にあたっては、総計予算主義の原則に基づき、可能な限り予定される歳入歳出を的確に把握し、関係各課と密接な連携を図りながら年間を通した予算編成を行うこと。

(2)　第三次総合計画に掲げる施策の確実な進捗と目標達成を目指し、重点的施策の推進を図るとともに、本市の将来を見据えた未来志向の事業予算を確保していくこと。

(3)　既存事業については、目的が明確でないものや成果が乏しいものは廃止、または成果を得られるよう予算の組替などの見直しを行うこと。また、新規事業及び拡充事業については、スクラップ・フォー・ビルドなどにより必要な財源を確保すること。

(4)　投資的事業や臨時的事業に活用できる一般財源が不足する状況を踏まえ、市税をはじめとする経常的収入の確実な捕捉と、新たな財源の確保に向けてあらゆる手法を検討すること。

4．重点的施策

第三次総合計画の基本施策に位置付ける取組や、市長公約に掲げる次の取組については重点的施策として展開する。

① 心豊かなこどもが育つまち

⇒少子化対策、子育て支援、学校施設の適正配置、人づくり石垣プロジェクト

② 活力みなぎるまち

⇒まちなか再生、企業誘致、人材確保

③ 安心して暮らせるまち

⇒公共交通の見直し、総合排水対策、防災体制向上

④ 健やかな笑顔ひろがるまち

⇒地域福祉、健康づくり、スポーツ振興、男女共同参画

⑤ ともにつくるまち

⇒市民協働、ゼロカーボンシティ、地域情報化、民間活力の活用

5．主な編成手法

(1)　経費の見積もりにあたっては、すべてに対して説明責任を果たせるよう部内で十分に意見を調整し、議会や市民に理解をいただける額を計上すること。

(2)　従来の業務手法の改革・改善を図り、事業遂行に最適な財源と人員の配分となるよう編成作業を行うこと。

(3)　成果が乏しいものは、「止める」、「休止する」、「集約する」、「改める」など、事業のあり方を見直し、従前以上の効果を維持したうえで事業の組替など予算の削減に取り組むこと。

(4)　既存事業については過去の不用額等も点検し、実績を適切に踏まえること。

(5)　新規及び拡充事業は、既存事業の見直し（スクラップ・フォー・ビルド）や国・県などの補助金の捕捉による財源確保を原則とし、事業の終期や見直し時期の設定にも努めること。

また、当該年度のみならず将来負担の見込額等についても十分な精査を行い、必要な資料等を備えて査定等に臨むこと。

(6)　義務的経費以外の経常的経費のうち、負担が義務付けられる繰出金などを除いた経費については、別途各部に配分する一般財源の範囲内で見積もること。

(7)　各種補助金については、費用対効果や補助率、限度額などの適正性を検証し、所期の目的達成度や効果の薄いものは、廃止や終期を整理し予算計上すること。

特に、団体に対する補助金については、その団体の決算状況における繰越金や内部留保金なども確認し、必要以上の補助金を支出することがないよう留意すること。

(8)　人件費については、勤務体制や組織機構も考慮のうえ、職員課、政策課、財務課で調整し、予算科目ごとに職員数及び予算計上額を提示することとする。

特に、時間外勤務手当については、別途予算編成要領に定める「時間外勤務手当見積書」を参考に積算するため、各部課においては、新年度における増額影響だけでなく、減額影響についても適正に提出し、計上額が過大とならないよう留意すること。

(9)　会計年度任用職員については、正規職員数の動向にも留意し、各部課において、デジタル技術の活用をはじめとする業務手法の改善を図ることで、改めて業務量に応じた人員、雇用時間などに見直し、職員課と調整のうえ必要最低限の要求とすること。

(10)　扶助費については、国の施策動向等の情報収集に努め、十分に調整・精査を行い、漫然と予算の肥大化を招くことのないよう留意すること。

また、市単独事業については、事業手法や給付水準、効果など制度を継続する

合理性等を検証し、必要な場合には積極的に制度改正を行うこと。

(11)　物件費については、物価や労務単価の上昇を理由に、安易に増額要求することなく、他事業も含め、必要性や効果も踏まえて事業量や事業内容を精査し、最低限の予算計上に努め、全体事業費の抑制を図ること。

特に指定管理料については、改めて業務内容やそれに伴う人員体制について見直すほか、使用料などの収入についても精査し、指定管理期間であっても必要な見直しを行うこと。

また、他の委託料も含め、職員で実施すべき、または職員で対応可能な業務については、業務の内製化を図るなど、より経費を節減できる手法への切り替えを検討すること。

(12)　投資的経費については、事業の必要性、緊急性、事業効果、将来負担などを検討したうえで計上すること。

ただし、本市の財政状況に鑑みると、公債費の低減には市債発行を抑制することが不可欠であることから、全体的な事業費抑制や補助金の捕捉により起債額を抑制する。また、起債にあたっては、交付税措置のある有利な起債の活用に努める。

①今後の公債費抑制に向けた事業の平準化が不可欠であるため、令和９年度に取り組まなければならない理由及び優先順位を付して要求すること。

② 昨今、事業が年度内に完成せず、翌年度に繰り越して予算執行する事例が多く見受けられることから、業務を委託する課との協議も踏まえ、当該年度に執行できる事業量を適切に見積もること。

(13)　決算特別委員会の令和７年度決算審査や市議会からの提言書、行政評価で示された意見等については、部長マネジメントのもと、事業の必要性、効果、財政負担など、多方面から十分に検証すること。なお、検証にあたっては検証経過や予算への計上・非計上理由を整理のうえ、予算ヒアリング時での説明を求める。

６．財源の確保

(1)　市税については、景気動向等による影響を踏まえた課税客体の正確な把握とともに、引き続き徴収率の向上を図り、税収の確保に努めること。

(2)　税外債権については、債権管理指針や私債権の管理に関する条例などを踏まえ、債権管理の適正化に向けた取組を徹底し、債権ごとに設定する取組目標を可能な限り歳入予算に反映するとともに、必要であれば滞納処分や裁判所を通じた強制徴収等を実施し、適切に債権回収を図ること。

(3)　国・県支出金は、予定されていた補助額が削減され、事業の縮減や一般財源による肩代わり等、行財政運営に影響を与える事態が発生しないよう、予算確定に至る最終局面まで最新情報の捕捉に努め、確実性のある額で見積もること。

(4)　補助事業であっても費用対効果を十分に検証したうえで事業を実施するとともに、安易に事業を開始し、結果として国や県の補助期限が終了してもなお一般財源の負担により事業を継続せざるを得ない事態とならないよう、事業の選択にあたっては、補助金の期限をはじめ、その事業の必要性や継続性などを十分に検討して取り組むこと。

(5)　新規事業の実施はもちろんのこと、既存事業についても、国・県支出金に限らず、財団や民間団体などによる支援情報を改めて確認・収集し、捕捉可能な財源を確実に計上すること。また、ふるさと納税やクラウドファンディングなどの寄附金等、財源確保に向けたあらゆる方策を検討すること。

(6)　使用料については、昨今の物価上昇も考慮し、受益者負担の公平・公正の観点から、「施設使用料設定指針」を踏まえ、見直しを進めること。

７．特別会計について

(1)　地方財政健全化法により一般会計、特別会計の枠を超えた連結ベースでの市の財政状況が問われており、各事業会計の健全財政に向けた積極的な取組が必須であり、単なる赤字解消の繰出は行わないことを基本とする。

(2)　各事業会計の趣旨や独立採算の原則を踏まえ、使用料の見直しなど、市民負担の適正化を基本として、財源確保に最大限の努力を行うこと。

また、将来に向けた収支の健全化を目指し、一般会計からの繰入金に過度に依存することのないよう長期的視点での経費の見直しや合理化に取り組み、事業の目的達成に努めること。

別　紙

一件審査による予算編成

区　分	予 算 編 成 方 法 及 び 経 費 の 内 容
主体的経費	一般財源と自らが確保し得る特定財源の積算額により、計上された予算に対し一件審査を行う。 ■下段の義務的経費、投資・臨時的経費以外の経費 労務単価や物価の上昇を適切に見込む一方で、それらを理由に安易に増額予算を計上せず、事業の内容を精査し、必要最小限の予算計上とすること。 ■重点的施策、新規・拡充事業については調書等により審査
義務的経費	一件審査を経て予算編成を行う。 ■議員・会計年度任用職員報酬、特別職・一般職給与費 ■扶助費 ■公債費 狭義の義務的経費ではないが負担が義務付けられる経費 ■特別会計繰出金 ■分担金・負担金（中讃広域等負担金など財務課が指定するもの）
投資・臨時的経費等	一件審査を経て予算編成を行う。 ■普通建設事業費（工事費、建設工事関連委託料、用地取得費、関連経費） **※事業には必ず令和９年度に取り組まなければならない理由と優先順位を記載すること** ■備品等購入費（概ね一件100万円以上の物品等） ■債務負担行為等に係る事業費（財務課が指定するもの） ■臨時的・緊急避難的な措置が必要な事業費 **※臨時的経費についても必ず令和９年度に取り組まなければならない理由と優先順位を記載すること**